# 米国おける Managing General Agent 制度

## 1. 沿革

Managing General Agent (MGA) は、西部開拓時代(19世紀後半)に、当時東部に所在した保険会社が西部に進出するに当たり、自前の支店を開設する余力がなく、地元の有力者に支店業務を依頼したことに始まる。

American Association of Managing General Agents(1926 年設立)があり、会員数は 500 社を超える。

#### 2. 法制

一般の代理店を同じ監督(米国の場合は免許制)が行われていたが、1985年にニューヨーク州が、MGAを利用するときは保険長官に届け出る旨を規定する法制(Regulation120)を導入した。しかし、保険会社がMGAを十分に監督しない事例が散見されることから、全米保険監督長官会議(NAIC)が、モデル法を採択し、各州に導入を促した。

ニューヨーク州では、2002年に Regulation120を改正し、MGA の委託契約書に記載すべき条項を法定し、保険会社が行うべき MGA に対する監督の内容を定めた。

# 3. Regulation120

#### (1) MGA の定義

次のいずれの条件を満たすもの。

- ① 保険会社の業務の全部または一部を運営管理すること。
- ② 法律に定める保険代理店の業務を行うこと。
- ③ 次の1ないし全てを行うこと。
  - ・25,000 ドルを超える保険金の査定または支払いを行うこと。
  - 保険会社のために再保険の交渉を行うこと。

## (2) 要件

保険会社は次のいずれの要件を満たす場合の他、MGA を利用することができない。

- ① MGA は法律に定める保険代理店の免許を有する場合
- ② 委託後30日以内に保険長官に届ける場合
- ③ 委託契約書に法律の定める内容が含まれる場合

# (3) 委託契約書に記載すべき内容(一部)

- ① 月に1度以上の、引受けた保険契約の明細を送付し、保険料を送金すること。
- ② 保険会社別に、契約記録および会計記録を保持し、保険会社はこれの閲覧権があること。
- ③ 保険会社の定める引受基準に従うこと。
- ④ 保険会社は法令の規定による保険契約の解約し、または更改しないことができる。
- ⑤ 保険金の支払いを MGA に認める場合には次の内容。
  - ・ 全ての保険金請求は適切に報告すること。
  - ・保険会社の請求があるとき、または保険会社の支払い余力 1%を超える可能性があるときは、 MGA の支払い権限を超える可能性があるときは、保険金一件書類を保険会社に送付すること。
- ⑥ MGA は復 MGA を委託できないこと。